

(第7期) 第6回さいたま市公民館運営審議会 議事録

1 開催日時

平成26年9月30日(火) 午前10時から正午まで

2 開催場所

生涯学習総合センター7階 講座室1・2

3 出席者名

〈委員：12名〉

- ① 安藤 聡彦 委員長
- ② 生越 康治 副委員長
- ③ 青木 光美 委員
- ④ 有賀 覚 委員
- ⑤ 五十嵐 健一 委員
- ⑥ 柿塚 一二三 委員
- ⑦ 黒岩 清 委員
- ⑧ 高後 仁 委員
- ⑨ 清水 千代 委員
- ⑩ 鈴木 京子 委員
- ⑪ 谷崎 美智子 委員
- ⑫ 長岡 綾子 委員

〈拠点公民館職員：10名〉

- | | |
|----------------|--------|
| ① 西区 指扇公民館長 | 小林 照教 |
| ② 北区 大砂土公民館長 | 塚田 和正 |
| ③ 大宮区 桜木公民館長 | 斎藤 隆 |
| ④ 見沼区 大砂土東公民館長 | 鶴見 道子 |
| ⑤ 中央区 鈴谷公民館長 | 佐藤 賢一 |
| ⑥ 桜区 田島公民館長 | 戸張 豊一 |
| ⑦ 浦和区 岸町公民館長 | 横田 隆夫 |
| ⑧ 南区 文蔵公民館長 | 鈴木 弘 |
| ⑨ 緑区 大古里公民館長 | 三上 富士夫 |
| ⑩ 岩槻区 岩槻本丸公民館長 | 宮崎 通夫 |

〈事務局：7名〉

生涯学習総合センター

- ① 館長 井原 優

- ② 副館長 小川 栄一
- ③ 主幹 森田 隆之
- ④ 主幹兼事業企画係長 関根 一男
- ⑤ 事業企画係主査 宮川 通
- ⑥ 事業企画係主事 諏訪 智美
- ⑦ 社会教育指導員 橋本 佐度子

4 議 題

- (1) さいたま市公民館運営審議会運営要領の改正について
- (2) 提言のテーマのしぼり込みに向けて

5 配布資料

- (1) 第7期第5回さいたま市公民館運営審議会議事録
- (2) さいたま市公民館運営審議会運営要領（案）の改正資料 資料1
- (3) 三橋公民館の公民館だより俳句不掲載に関する経緯 資料2
- (4) 新聞資料 資料3
- (5) 市長・教育長記者会見資料【抜粋】 資料4
- (6) 請願文書資料 資料5
- (7) 議会答弁資料 資料6
- (8) 公民館だよりへの俳句不掲載について 資料7
- (9) 平成26年度さいたま市公民館要覧

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴者の数 12名

8 会議 会議は委員の半数以上が出席しているので、成立。

9 審議内容

事務局関根主幹兼事業企画係長より議題（1）さいたま市公民館運営審議会運営要領（案）の改正資料の説明。

安藤委員長	ありがとうございました。公民館運営審議会の運営要領の改正ということで、傍聴者に対する取扱いについての改正案を提出いただきました。傍聴の人数は部屋の広さに合わせて判断しましょうということ、資料は原則
-------	--

	<p>的には傍聴者に渡しましょうということです。ご意見ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>それでは改正された公民館運営審議会運営要領により、今日の部屋での傍聴者は12名としたいと思います。ですから現在傍聴されている方の5名以外に7名の方に入室していただきたいと思います。</p>
--	--

傍聴者さらに7名入室後、記者による5分間の撮影許可と前回（第7期第5回さいたま市公民館運営審議会）の議事録の承認を経て議題（2）提言のテーマのしぼり込みに向けての議事に入った。

安藤委員長	<p>今日もたくさんの報道の方が来ていらっしゃいます。この件は全国的にも非常に話題になっています。数日前にグーグルで検索してみました、「俳句不掲載」で26万件のヒットがありました。7月の審議会でも学習しましたが、その時は資料に不足もありました。今日はこの間の動きを文書でしっかりと確認し、学習していくとともに可能であれば当事者の皆さんからもきちんと声を聴かせていただくことも考えながら、私たちの議論を進めていきたいと思います。事務局には膨大な資料を作成していただきありがとうございます。ではこれまでの経緯について事務局から報告いただきたいと思います。</p>
-------	---

事務局関根主幹兼事業企画係長より資料2三橋公民館の公民館だより俳句不掲載に関する経緯について（4ページから、前回審議会以降）説明

井原生涯学習総合センター館長	<p>ただいまの経過説明について、若干補足をさせていただきます。</p> <p>資料6、さいたま市議会9月定例会での、共産党の守谷議員の一般質問に対し、上叡副教育長が、公民館運営審議会の答申との関係につきまして、「今回の不掲載の判断とは直接関係はございません」と答弁しておりますが、これは決して答申を否定しているものではなく、あくまで「世論を二分している内容」のものを公民館だよりに掲載することは不適切であるとの判断からでございます。俳句不掲載の問題と答申とは切り離して考えておきまして、今後も答申に基づき、各種の学習活動の現状や成果の紹介等、親しみの持たれる公民館を目指し、広報活動を推進してまいりたいと考えております。従いまして、今回の俳句につきましても、発表することを禁止したものでなく、例えば、俳句会が作成した俳句集に掲載し公民館に置いたり、地区文化祭において展示等をしていただければと考えており、今まで以上に、積極的に公民館を活用していただきたいと思っております。また、「掲載の可否等につきましては、審議会が審議する内容ではございません」と答弁しておりますが、さいたま市公民館条例施行規則第19条では、「さいたま市公民館運営審議会は、社会教育法第29条第</p>
----------------	--

	<p>2項の規定により、センター及び地区公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」と規定されており、今回の掲載の可否についての最終的な判断は、教育委員会がしたことから、「審議会が審議する内容ではございません」と答弁したものであります。また、調査審議する場合も館長の諮問に応じることとなっております。すでに今第7期につきましては、諮問は行わず「提言」をするということで、本審議会において承認されておりますことから、諮問の予定はございません。本審議会では、掲載の可否等の審議ではなく、「提言」に向けて、今回の件の検証をしていただき、今後このようなことが起こらないためにはどのようにしたらよいのか、ご意見をいただければと思っております。そのためにも、今回の件につきましては、随時、経過報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。また、掲載の可否等につきましては、市議会文教委員会におきまして、請願が「継続審査」となっておりますので、今後の審査を見守ってまいりたいと考えております。以上で、補足説明を終わらせていただきます。</p>
安藤委員長	<p>ありがとうございました。補足説明は受け止めさせていただきましたが、資料6の「今回の不掲載の判断とは直接関係はございません」という表現はいかがなものかと存じます。前回も話したとおり、答申の中では、「公民館だより等は、いろいろ工夫して、継続的に回数多く出すのが望ましいと言える。単なるお知らせだけに終わらないで各種の学習活動の現状や成果の紹介、地域の歴史・文化・自然・産業など、また地域の課題や住民の生の声を取り上げたり、地域のニュース性のあるものを盛り込み、公民館に親しみを持たせ、活動への参加を促し、コミュニティづくりの拠点としての機能を高めていく必要がある」と明確に書いてあります。これはズバリそのことです。「関係がない」というのは誤読ではないかと思えます。それから今事務局から説明をいただいたのですけれども、前回から二か月経っておりますし、前は口頭での説明でしたので、経緯について皆さんもうろ覚えのところもあると思えます。資料2についても一度読み上げていただけますか。</p>

事務局関根主幹兼事業企画係長より資料2の始めから説明（1ページから4ページ）

安藤委員長	<p>ありがとうございました。今の説明でもわかりますように、この件についての評価が世論を二分しているところがあります。私たち公民館運営審議会としましては、今後「どのようにさいたま市の公民館のあり方を考えるのか」という非常に大切なテーマに向けて議論していくわけですが、この件では、いったい何が起こったのか、それをどういうふうに考えるのかということのをわれわれ委員一人一人が自問自答するというプロセスをくり抜けることがないと議論を先に進めることが難しいのではないかと</p>
-------	---

	<p>考えています。今回はできるだけ皆さんの文書資料を出していただきましたのでこれまでの経緯を皆さんにもう一度確認いただくことを目標としております。できればなるべく早いうちに当事者の皆さん、判断をした公民館長の方々などに直接話をうかがって、どういうことであったのかということをごきちんとしていただき、その中から、いったい私たちが何を考えるべきなのかという話し合いを進めていきたいと考えております。今の説明のなかで不明の点、ここをはっきりさせておきたい点について、どんなことでも結構ですので、質問等をお出しいただきたいと思っております。</p>
有賀委員	<p>あえて批判を覚悟して言います。今回の問題は、「九条を守れ」が世論を二分することから始まったのですが、最近の傾向は、掲載すべきか、すべきでないかというような二分の仕方に移行しつつあるのではないかと感じられました。公民館だよりに載せるべきもの、というものをきちんとして決めておいたほうがいいのではないかと思います。俳句の団体など今後いろいろな団体が文芸作品を載せていくとき、文芸作品というのは必ず主義主張がありますから、その内容を一個一個確認していくという作業は非常に難しいところがあるのではないかと思います。思いもよらぬところからこのように批判が出てきます。公民館活動にはもっと他にやるのがたくさんあると思います。そういうものを阻害してしまうようなことがあって本当にいいのかと懸念します。例えば、たばこがいいとか悪いとか、いじめがいいとか悪いとか、虐待がいいとか悪いとか、必ず「いい、悪い」の判断があるものに関しては全部今回のような問題が発生してくると思います。ですから「これは公民館だよりに掲載していいものかどうか」を決めるところから始めないとなかなかこの議論は収束しないと思います。たしかに俳句を載せると公民館だよりの格調が高くなるかもしれませんが、反してこういう批判にさらされるということも覚悟しなければなりません。それはとても大変なことだと個人的には思うところです。ですからさいたま市が考えていることもわかりますが、「今後このようなものは掲載しません」と言ってしまったほうがいいのではないかと思います。皮切りの意見として、この意見にもいろいろ批判いただければと思います。</p>
安藤委員長	<p>意見でも質問でも結構です。意見をまとめるためにはいろいろ事実がわからないとまとめにくいこともありますので、どんな点でも結構です。</p>
青木委員	<p>前回の審議会の中では、もう少し三橋公民館と俳句の会での交流というか、意見交換を深めていただいて物事の収束を当事者同士ではかっていただきたいというのが最後の結びだったように記憶しています。その後8月、9月と俳句の会でも活動が行われたかと思います。公民館の側と俳句の会の間でどのようなやりとりがなされて、現在当事者間がどうとらえていらっしゃるのかというのを知りたいと思います。というのも、問題が大</p>

	<p>きくなると、だんだん当事者から離れていってしまって、俳句を作った方が置き去りにになっているのではないかということがとても不安です。当事者同士の意見交換ですとか、今どういったところにあるのかという状況を教えていただきたいと思います。</p>
齋藤桜木公民館長	<p>三橋公民館にも公民館連絡協議会という地域の自治会長などが集まる会があります。そこで地元のことは地元で解決していきたいという意見がありましたので、前回、前々回の俳句会において、連絡協議会の会長と、公民館長、それと担当で現状説明や今後について協議し、連絡させていただきました。私も桜木公民館長としてその場に立ち会うという話も出ましたが、地元のことは地元で、という考えがありましたので、とりあえず私の出席は控えさせていただきました。</p>
青木委員	<p>やりとりは今も進行中ですか。</p>
齋藤桜木公民館長	<p>はい、引き続き継続して行われている状況です。</p>
安藤委員長	<p>当事者が何を考えていらっしゃるかというのはとても大事なことだと思います。当事者本人にうかがわないとわからないことがありますので、それは別途、時間を作ってみなさんとともにお話しをうかがうような機会も作らせていただきたいと思います。</p>
生越副委員長	<p>私は個人的には、この句に関して実際に俳句を詠まれている方々がどのようにとらえているのかを私たちが知らなければならないと思っております。答申の中では、より親しみやすい公民館の広報とか、公民館に親しみやすさを求めています。実際にこのような不掲載の話があると、「自分の詠んだ句は掲載されるのか」と、どこかでブレーキというか、判断基準を設けてしまうと思えます。そうしたことが、実は活動を行うことを難しくしてしまうのではないかと懸念しています。あまり関係ないですという意見もあるかもしれませんが、実際にご自身の活動について、または他のサークルの方、俳句の会だけでなく、いろいろなタイプの会があると思いますが、どのような影響があるのか等を聞いて協議を進めていきたいと思っています。</p>
安藤委員長	<p>今の点に関わるので確認させていただきます。資料3の44ページの、埼玉新聞の記事ですが、9月24日の定例記者会見です。前回の委員会でも基準づくりということが問題になっています。基準がないから難しいのであって基準を作ったらどうかという意見も実際出ました。市の方でも実際検討しているとの話をうかがいました。記事の3段目のところに稲葉教育長は「基準をつくるのは危険がある。掲載するかどうかを判断する場合は、館長が1人で決めるのではなく、地域の人と相談しながら行うのがベストだろう」とありますが、これについてもう少し説明していただけますか。これはどういう判断だと考えたらいいのでしょうか。</p>
小川副館長	<p>当初教育長も早急に掲載するものしないものについて基準を作ったほ</p>

	<p>うがいいのではないかという考えでございました。さまざまな方から意見をちょうだいしながら考えを重ねていきましたが、そういった基準を作ることになると、作品を選別するにあたって、何か制約が出てきてしまうのではないかと危惧しました。それならば、むしろ公民館側に制約というか、公民館が掲載するにあたって疑義が生じたときにどのように判断していくのか、公民館だよりの掲載に関するガイドラインを考えたほうがいいのではないかという考えでおります。まだ具体的にどうしようというものがあるわけではありません。今のところ、そういう考えがあるというところ です。</p>
安藤委員長	<p>わかりました。他にご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
五十嵐委員	<p>この問題はこの審議会で結論づけるというか、方向を決めるというところまで議論するようなことなのでしょう。</p>
安藤委員長	<p>それをみなさんで是非検討いただきたいところであります。この委員会のやるべき基本的なテーマは、来年の10月に向けて、私たちがしぼりこんだテーマに則して提言をまとめていくことだと思います。実際にはそこに向けて進んでいかなければならないのですが、問題は今これだけ大きな問題が起こっているという現状です。一応、市の方では判断をしましたが、なかなか解決に至っていない状況です。我々としてはこのあともヒアリングを進め、今日もこのように学習しているわけですが、今回の件をこのあとの提言作成のプロセスのなかに、どのように入れ込んでいくのかということをおとみなさんと是非相談していきたいと考えています。</p>
五十嵐委員	<p>問題が大きくなりすぎたような気がします。資料3の28ページ、金子兜太さんの『九条守れ』の女性デモという一つの日常を詠んだもので、特別な意味を込めて作ったわけではないでしょう」という意見があります。私はそのとおりだなと思いました。議会でも共産党の質問だけがあるのですが、それ以外の党の質問とか反対論とかは出なかったのでしょうか。</p>
小川副館長	<p>議会での質問では、共産党からの一般質問が1件、9月本議会であったところです。他の党、会派からは一切ありませんでした。</p>
安藤委員長	<p>もう1件請願が出されたということですが、それにも触れていただけますか。</p>
小川副館長	<p>資料5になりますが、市民団体から請願が出されており、それについては今のところ継続して審議しております。民主党からは、より良い公民館活動をしてほしいという要望書が1件ありました。</p>
安藤委員長	<p>それはどちらに向けてですか。</p>
小川副館長	<p>教育委員会に対してです。</p>
安藤委員長	<p>それは今日の資料にありますか。</p>
小川副館長	<p>ありません。申し訳ありません。</p>

安藤委員長	では次回用意してください。
五十嵐委員	<p>前回もお話ししたと思うのですが、この俳句に「九条守れ」と入っているので、それに過剰反応しているのではないのかなと思います。私は前回も、政治的な意図があって批判している句ではないと思うと申し上げたと思います。さらりと載せて大きな問題になるような句ではないと思うのです。でも、これだけ反応があり、動きが起こることですから、やはり何かしら基準のようなものを作っていく必要はあるのかもしれないと思います。ただこれをずっと続けていくと際限がなく、次の議題にはいつ入っていけるのだろうと不安になります。</p>
青木委員	<p>この俳句自体の問題と、館報をどうとらえて、今後どういったものを掲載し掲載しないかという判断を誰がして、何を基準にしていくのかという大きな問題との二つがここにはあるような気がします。まず、この俳句自体が載せてはいけないような内容だったのかという俳句の精査の問題があり、またもう一つの問題として、では基準をどうとらえるのかという問題があります。そこを一緒に考えていくと堂々巡りになってしまう気がします。問題を二つに分けて考えてみたいと思います。まず、今回の三橋で起きた俳句に焦点を当てた解決です。これは当事者間で話し合いをしてくださっているということなのですが、これに関してはその俳句をどうとらえるとか、その意図というのは当事者、作った方でないとそこに込めた気持ちはわかりません。受け取った側がどう解釈したのかという解釈の仕方にもよると思いますが、地域性もふまえて、それは個の問題としてあると思います。もう一つの問題として、さいたま市の公民館というものを全体としてとらえたときに、今後同じような判断を職員がせまられたときにどう対応していくのかということがあります。答申や今までの審議会での内容と照らし合わせて、今後どうしていくかという問題にスライドさせていきたいと思います。二つの問題を一緒に考えていくのはとても難しいと思いました。私もこの俳句が政治的なメッセージが強いとは思いませんし、それほど問題がある俳句なのかと疑問を感じている一人ではあるので、これの掲載の問題と今回の表現の自由だったり学習権の問題だったりするのはまた別の件として話をしていくほうが良いと思います。</p>
安藤委員長	長期的な問題と短期的な問題を分けていくということですね。
有賀委員	<p>各公民館長の方々に聞きたいのですが、三橋公民館のような登録団体の作品を公民館だよりも載せている公民館というのはどのぐらいあるのでしょうか。</p>
塚田大砂土公民館長	北区では植竹公民館が載せています。
鈴木文蔵公民館長	南区では南浦和公民館のみ掲載していて、毎月短歌と俳句を交互に掲載しています。

横田岸町公民館長	浦和区では浦和南公民館で掲載しています。
有賀委員	それほど多くないですね
生越副委員長	それらの公民館が、公民館の考え方とか公民館として俳句を掲載しているわけではないと思います。私は作者の方と、ある一方の方から意見が出て、またある一方の逆の方の意見が出て議論を生むこととか、いろいろな人たちの立場が異なり、意見を交わすこと自体を恐れてはいけないと思います。この件に関してはかなりいろいろな角度からの切り口があると思いますが、公民館運営審議会委員としては根本にも関わることだと思っています。前回議事録の6ページ中段を見ていただけますか。委員長が答申で「公民館だよりはいろいろな人の意見を取り込みながら親しみをもたせていきましょう」と答申しています。公民館長に「その判断はこの答申を参照したのですか」と聞くと、「参照していませんでした」と回答しています。答申自体を公民館長が勉強するような何か仕組みがあつて、この答申が浸透していたら、資料2の1ページ、6月25日水曜日に『九条守れ』が問題ないか、桜木公民館に相談があつた」というような相談自体が生まれてこなかったと思うのです。答申が浸透していたら、「答申ではいろいろな人の意見があるからこれから取り上げていきましょう」となると思います。ですから私たちがいくら審議をして提言をして答申を作っても、それを皆さんにわかっていただくような術みたいなものとか仕組みとかがなければ、結局意味がなくなってしまう。答申をないがしろにされていることに関して、私たちは異議を唱えなければならない、審議会委員の立場として意見をしていかなければならないと考えています。
鈴木委員	今回も公民館の館長は出席していらっしゃるんですが、審議の内容は、自分たちの公民館に帰ってから職員のみなさんにどのように伝えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。さきほど副委員長がおっしゃったように、ここで審議した内容が、本当は浸透されておらず、伝わっていないから、こういった質問が出てきてしまったのではないかと思います。大事な会議ですので不安に感じました。その件についてはいかがでしょうか。
小川副館長	基本的には各公民館長がここにおりますので、この場で起きたことについてはこのあとで行われる館長会議で報告し、その後各館に周知しております。
鈴木委員	それは口頭でだけですか。それとも書面でしょうか。きちんと伝えなければいけないと思います。
安藤委員長	はい、今「浸透」という言葉が使われましたが、館長や職員のみなさんに具体的にどのような形で前回の答申の浸透をはかったのでしょうか。
小川副館長	この答申につきましては、ここにいる館長は出席しておりましたので把握しております。また8月に館長研修を行いまして、その際に今回の答申

	の内容について説明しました。
安藤委員長	8月ですか。答申ができたのは去年の10月です。そのあとはどうなっていたのですか。8月までは何もしなかったということですか。
小川副館長	その間については、館長が審議会に出席しておりましたので、館長の方からこのような答申が出ているという説明はしております。それ以外に4月に人事異動で新しく館長になった者には、あらためて研修を行っております。
青木委員	作られた答申は全職員に紙で配布するとか、公民館のなかで回覧閲覧するなど、取り組みはそれぞれの公民館でどのように行われているのですか。市として決めた共通の取り組みのようなものはないということですか。
小川副館長	答申が出された以降、すべての公民館に配布しておりますので、その中で回覧等を行っております。
安藤委員長	基準ということが出てまいりましたので、確認させていただきます。資料7が出発点だと思います。7月2日付で三橋の公民館長から作者の方宛てに送られたもので、「公民館だよりへの俳句不掲載について」というタイトルです。読み上げさせていただくと、「日頃より、本公民館活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。この度、俳句会の皆様からご推薦いただいたにもかかわらず突然の公民館だよりへの俳句不掲載により、不快な思いをさせていただきましたことにお詫び申し上げます」とあります。社会教育法では23条「特定の政党の利害に関する事業を行い」というのはいけないと書かれています。さいたま市広告掲載基準では、「国内世論が大きく分かれているもの」については掲載しないということになっています。この2点に基づいて、「このようなことから、俳句の中の『九条守れ』というフレーズは、憲法を見直そうという動きが活発化している中、公民館の考えであると誤解を招く可能性があるため、掲載をご遠慮いただくものです」とあります。結局この2点に基づいて不掲載だと判断したということになりますが、この2点というのは現在も変わらないのでしょうか。つまり、俳句を不掲載にした理由は、この2点によるのかという判断でよろしいのでしょうか。
小川副館長	この2点、まず社会教育法に基づいては、この俳句自体が特定の政党のものではないので、これは誤りだったことを教育長もインタビュー等で答えております。この点については撤回させていただいております。2番目の広告掲載基準につきましては、「世論が大きく分かれているもの」という基準はあるのですが、あくまでこの部分を参考にしたということです。詠まれた時節を考えますと、今回の俳句は、集団的自衛権の行使に関する「世論を二分するもの」にあたるという判断で、国内世論を大きく二分するようなものを公民館だよりに掲載するのは公平中立の立場から不適切と判断したものです。

安藤委員長	市の方の判断としては、広告掲載基準、これは広告についての基準なので・・・
小川副館長	広告掲載基準ではないのですが、これを参考にさせていただいたということです。
安藤委員長	ということは、この不掲載についての判断は、両方とも撤回されたと考えてよろしいのでしょうか。
小川副館長	社会教育法に基づいては誤りであったことを認めております。広告掲載基準を参考にしたというのは、ここにあるとおり広告掲載基準に基づいて世論を二分するような内容のものについては、公平中立の立場から掲載しないという判断をしたということです。
安藤委員長	教育長は今度の説明のなかで、基準を作るのは危ないのと言っていて、たとえば教育長がここで、今後もさいたま市の広告掲載基準に則ってやっていきますと言え、ある意味では明快だと思うのです。それについてはいろいろと意見があると思いますが、ここではそのようには答えていられないですね。
小川副館長	今後の基準につきましては、誹謗中傷だとか、公序良俗に反するものだとかはいけない等、当たり前のもを作っても仕方ないだろうと教育長が言っている部分があります。公民館だよりというのは地域の方のご協力を得て作成し、配布をしているものであり、公民館には連絡協議会もあります。公民館内で判断に迷ったとき、何か疑義が生じたときに、公民館長が一人で判断するというのではなく、そのような方々に相談させていただいて、意見をうかがいながら判断していこうと考えているところです。
安藤委員長	行政の判断というのは積みあがっていて大変重いものだと思うのでおうかがいしています。この文書をもう一度確認させていただくと、社会教育法は根拠にならない、さいたま市広告掲載基準は参考にはしたが基準にならないとするとこの文書の根拠はないということで、公文書として生きていることになるのでしょうか。今の話をうかがうと、両方とも根拠にならないということであればこの文書を修正しなければいけないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。
小川副館長	今、私がお話しさせていただいたことについては、資料3の26ページの教育長インタビュー記事に出ているところです。資料7については、すべて撤回するというのではなく、広告掲載基準についてはあくまで参考とさせていただいた、ということですですので誤りではなかったと考えています。
青木委員	このことはとても大きいことで、はっきりさせておかないと現場の方がとても困るのではないかと思います。実際、館報は地域の方の話し合いでできあがればベストですが、締め切りも決まっていますし、地域の方もお忙しい方が多いので、お声かけにすぐ集まっただけのとも限りません。第一の拠り所となるもの、方向性、その方向性を作ったものが前回の

	<p>答申であったと思うのですが、「これを参照しなさい」というものが必要なのではないかと思います。その館の責任者である館長であったり、担当職員であったり、誰かが必ず判断しなければいけないわけですから、何かこれを参照しよう、というそこははっきりさせておいたほうが今後のことを考えるといいのではないかと思います。</p>
小川副館長	<p>青木委員の発言にもありましたように、この審議会において何らかのアドバイス、ご意見をいただきまして、私たちのほうでガイドライン的なもののたたき台を作成していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。</p>
安藤委員長	<p>青木委員をはじめ皆さんがおっしゃっているのは、公民館報というものをもう一度きちんとはとらえることが大事だということです。ある意味では前回の答申である程度方針は出されているわけです。もう少し丁寧に考えていくという作業をこの委員会としても行っていくべきではないかという意見ですので、この件は是非検討させていただきたいと思ひます。</p>
生越副委員長	<p>実際に考えたときに基準作りやガイドライン作りというのは本当に難しいのではないかと思っています。どんな言葉を使ったらよいか迷ひ、結局はあいまいな表現になってしまうかもしれません。落ち着くところが世論を分けているとだめで、では世論を分けていると誰が判断するのか等、とても難しいと思ひるところです。せつかく時間をかけて作った前回の答申をしっかりと共有するためにこうしてくださいという形の提言とか、広報に関してだけではなくて、教育とか人材に関して幅広い内容で答申を出しておりますから、審議会でそのようなガイドラインを作る前に、それらをより深めていただくための提言でもまずはよいのではないかと思っています。</p>
安藤委員長	<p>ほかにご意見があったらお願いします。</p> <p>ありがとうございます。今回の経緯につきましては、あらためて文書資料を用いて、みなさんで確認させていただきました。どこに問題があるのかということにつきまして、さまざまな意見をいただき、これからの議論の方向性についても意見をいただけたと思ひます。</p> <p>私たちとしては、副委員長とも話したのですが、今回の問題は非常に大きいことなので、さらに議論を深めていきたいと思ひています。大きな方向性としてはこの問題を踏まえ、開かれた公民館をどうやって実現していくのかということについて、最終的には来年の10月をターゲットとして考えていきたいと思ひています。ただ、開かれた公民館ということを目指して議論していこうという矢先、今回のようなかたちで事柄が起きてしまいました。これをどういうふうにとらえるのか、どうしたらいいのか。事務局からは、「このようなことが起こらないためにはどのようにしたらいいか」というようなお話がありましたが、ではなぜ起こってしまったのか、どこに問題があったのかということをしつかりつかまないと先</p>

	<p>に進むことができないと判断しています。今回は文書資料によって勉強させていただいたのですが、できれば、このあとなるべく早い段階で、三橋公民館にうかがって再度お話することができればと思っています。こちら側からのお願いなのでお引き受けいただければですが、作者の方、俳句会の方、協議会の方、三橋公民館長でと、私と副委員長は考えています。そこからさまざまな事柄が見えてくると思いますので、それを含んで11月の定例会でみなさんと再度話し合いをすることができればと考えております。私と副委員長からの事務局への提案は、できるだけ早く10月にも臨時会を開催して、臨時会が難しいならば現地に行ってヒアリングを開催して、そのうえで11月の定例会を開きたいのですが、さいたま市の仕組み上難しいらしく、合意がとれておりません、そこを何とか考えていただきたいと思うのですが、よろしく申し上げます。</p>
小川副館長	<p>今の委員長からの提案である委員の皆さんで三橋公民館に出向いて現地でヒアリングを行いたいということですが、11月の定例会ということであれば予算計上はしておりますのでそれを使って問題ありません。それ以外にもう一度11月の間にヒアリングを行いたいとなりますと、予算的に非常に難しいという回答となってしまいます。</p>
安藤委員長	<p>私と副委員長はいろいろな委員会に出ています。なかなか通常の委員会だけですと仕事が終わらないことがあるので臨時会をすることもめずらしくありません。費用弁償はなく、ある種のボランティアとしてなので、もちろん全員の方に来ていただき拘束するということとはできません。臨時会ではなくて、あくまで特別会という形で、具体的にはボランティアという形になると思います。本来であれば7月から今期の公運審のテーマについての議論をいろいろ進めていくところでしたが、今の件について話をいろいろ聞いて議論を重ねてきておりますので、私たちはこのあと何を考えたらいいかということ、なるべく早く10月にでもそういう集まりを開催して考えていきたいと思うのです。いかがでしょうか。事務局と我々の間で一致していることは、とにかく議論はきちんと進めていかなければならないし、なるべく時間を使わずに進めていかなければいけないというところです。事務局は費用弁償がない限り臨時会は開けないというのですが、我々はなるべく早く議論を進めるためにも特別会を開催して、きちんと情報を確認したいと思っています。何故そういうことを思うかということ、例えば資料42ページを見てください。これは連載記事の4回目で作者の方に埼玉新聞社が取材しているところなのですが、中段あたり「さらに、三橋公民館は耳を疑うような要求をした。代表代行を務めた女性に、代わりに作品を出すよう求めた。拒絶されると、今度は同じ作者が詠んだ別の句でもいいから何か提出できないかと申し入れてきたという。代表代行の女性は『例会の参加者みんなで決めたのだから、私の勝手な判断ではかの作品を出すことなんてできない』と活動内容に対する不当介入ともい</p>

	<p>える公民館の言動に憤る」と書かれています。新聞記者がこのように取材していますが、確認してみないとわかりません。でもこのやり取りについては事務局から報告をうかがっておりませんので、どういうやり取りがあったのかということをしちんと押さえることができないでいます。どういうやり取りがあったのかをしちんと押さえていく、まさにそれが公民館を良くしていくということです。何故そういうことが起こっているのか、どこに問題があるのかということを追及することなくして「開かれた公民館を」という総論的なことを言ってもなかなか前へ進みません。一応定例会は11月の25日ということですが、その日の開催そのものの見直しも含めて考えていただきたいと思います。現地ヒアリングをして状況を確認もしたいので、もう一度事務局と相談させていただいてから、皆さんの方へお知らせさせていただくという形にさせていただきたいと思います。本来ならば今日までにはその調整をしておかなければならないところ、それがいたりませんでしたことは私の責任ですので深くお詫び申し上げます。</p>
小川副館長	<p>今委員長のお話にありました11月の定例会を早めるということですが、会場の用意として公民館の予約が三か月前に入っておりまして、センターでの開催は物理的に非常に厳しいと言えます。休館日であればまた別かもしれません、それ以外の日ということになりますと、会場は三か月前から埋まっておりますので、11月のどこかでということになりますと、日程的に会場として入る場所がありません。</p>
安藤委員長	<p>公運審としてはすべての部屋が埋まっているということは大変うれしいことなのですが、公民館は60館ありますよね。60館すべての部屋で埋まっているということでしょうか。</p>
小川副館長	<p>夜間であればとれることもあるかと思いますが、昼間ですと、例えばセンターでは会場はなく、三橋も含めてありません。もう一つ、ヒアリングなり臨時会を開くとなると、費用としての問題があります。皆さんにお諮りいただいて、まずやるかやらないかということを決定していただければ、私たちのほうでも作業を進めやすいのでよろしくお願ひします。</p>
柿塚委員	<p>前委員長のときも、答申の前に臨時会を開いてみなさんの意見をうかがう場を開いておりますから、費用弁償についてそのように気にしなくてもいいと思います。</p>
小川副委員長	<p>その件ですが、前期第6期は欠席者が非常に多くいらしたので予算を確保できました。それでみなさんの了解を得て臨時会を開くことができた次第であります。今期については出席率がおかげさまで高く、なかなか今の予算ですと厳しいところです。</p>
柿塚委員	<p>大事なことを決めるのですから、予算は度外視していいのではないですか。我々はボランティアに慣れておりますから、あまり役所的に考えなくてもいいと思います。</p>

安藤委員長	私もまったく同意見なのですが、役所の方に役所的に考えるなど言ってもなかなか難しいところだと思います。
青木委員	日程もまだ決まらない以上、私たちは出席したいという気持ちはあっても出席できるかわからないところもあります。あくまで学習会という位置づけにして、費用も出ない代わりに、全体の人数の半分が出席でないと成立しないというルールもなしにして、そのときその日付に集まった人で出来るという形にしていれば、それほど問題はなく開けるのではないかと思います。あくまでも自主的な集まりにする、というのはいかがでしょうか。出欠も無理をなさない範囲で、ということにします。
有賀委員	有志での自主的勉強会ということでいいと思います。委員だけでいいのですよね。
安藤委員長	はい、行政の方はお忙しいと思いますので。
関根主幹兼事業企画係長	任意という解釈でいいのですか。
有賀委員	そうです、有志です。
関根主幹兼事業企画係長	役所的なことを言って申し訳ないのですが、本当に皆さんには意識を高くお持ちいただき、大変一生懸命やっただいて感謝するところですが、附属機関が公運審だけではなくいろいろあり、兼ね合いがあります。皆さんからは「ボランティアで」というありがたい言葉をいただいているのですが、なかなか公運審だけがそうするというところは難しいところがあります。先ほど委員の皆さんが話されたような勉強会で、公運審としての活動ではなくて、任意でもう少し勉強会をやりたいということであれば了解できるかもしれません。
安藤委員長	公運審の中の自主的勉強会ということでやらせていただく、そういう整理でよろしいでしょうか。そもそも作者の方等にもご意見をいただけるかはわかりません。現地の俳句会や協議会には、私のほうから連絡させていただき、日程をつめまして、その日においでいただける方はそういう形でご協力をいただくということになるかと思います。それから定例会は11月25日に開催する運びで進めさせていただきたいと思います。 皆さんの真摯なご意見ありがとうございました。皆さんの公民館のこれからを思うお気持ちがあつての今後の公運審だと思いますので、今後ご協力をお願いします。それでは司会をお返しします。
関根主幹兼事業企画係長	本日傍聴人からいただいた資料を配布したいと思いますのでご了解いただきたいと思います。
安藤委員長	先週の27日に俳句掲載拒否を考える市民の集いがありまして、多くの方が参加されました。その資料をみなさんにお渡ししたいということです。よろしいでしょうか。

資料を配布、回覧

安藤委員長	学習会については、委員長と副委員長で責任をもってみなさんに連絡させていただきます。
-------	---

その他

- ・次回は、11月25日（火）10時00分から生涯学習総合センター7階講座室1・2において開催することを確認した。

10 閉 会